

-京都ビジネス交流フェア2027-「グローバルテクノロジー京都展」
展示会場装飾及び印刷物作成等の業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月
公益財団法人 京都産業21

-京都ビジネス交流フェア2027-「グローバルテクノロジー京都展」
展示会場装飾及び印刷物作成等の業務

公募型プロポーザル実施要領

京都産業21が発注する -京都ビジネス交流フェア2027-「グローバルテクノロジー京都展」展示会場装飾及び印刷物作成等の業務について「優先契約交渉事業者」を決定するに当たり、本業務の委託契約者を下記により公募する。

1. 業務の概要

(1) 業務名称

京都ビジネス交流フェア2027-「グローバルテクノロジー京都展」展示会場装飾及び印刷物作成等の業務（詳細は別紙仕様書によるものとする。）

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 「京都ビジネス交流フェア2027」開催趣旨「グローバル市場を技術で勝ち抜く京都企業」をテーマに『グローバルテクノロジー京都展』という名前を冠し、高い技術力でグローバル市場を勝ち抜く京都企業の魅力を発信する。また、グローバルテクノロジーを牽引する「半導体・AIロボティクス」をテーマとする特別展示を行う。

2. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 過去に募集する内容と同種の業務を実施した実績を有し、十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 都道府県税、法人税、消費税又は地方消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない法人であること。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない法人であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させないこと。

3. 公募期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月23日（木）

4. 応募方法

本プロポーザルに応募する場合は、業務委託応募申込兼誓約書（様式1）及び企画提案書に必要な書類を添付して指定の期日までに事務局へ提出すること。

- (1) 提出方法 事務局に郵送または持参により提出
- (2) 提出期限 令和8年7月23日（木）17時（郵送の場合必着）

※プロポーザル参加希望の旨を事務局まで連絡いただいた場合、詳細説明資料を送付。

（詳細説明資料を送付後、必要に応じてオンラインでの説明会を実施）

※本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式3）」に記入の上、事務局に電子メールまたはFAXにて提出すること。

5. 委託金上限額

24,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 提出書類

- (1) 業務委託応募申込兼誓約書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 企画提案書（詳細については「7. 企画提案書」による）
- (4) 京都府税の滞納がないことの証明書
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ※（4）及び（5）については発行日から3箇月以内のもの（写し可）
- (6) 委任状（自由様式） ※代表者が権限を代理人に委任する場合
- (7) 見積書及び内訳書（様式は自由。税込で委託金上限額以下の金額とする。）

7. 企画提案書

企画提案書は、以下のとおりとする。

(1) 記載内容

企画提案書（様式は自由。ただし、以下①から③の内容については必ず記載すること。また、仕様書に示す事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるよう記載すること。）

- ①企画内容
- ②実施体制
- ③工程表

(2) 作成上の留意点

- ①文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。
- ②文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ④企画提案書の下段中央にページ番号を付けることとする。
- ⑤使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けることとする。

8. 提出部数

各書類とも正本 1 部とする。

なお、企画提案書については 5 部提出すること。

9. 審査及び選定

(1) 提出書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別表 1 の評価基準に基づき評価し、審査を行う。なお、本プロポーザルの審査は、「-京都ビジネス交流フェア 2027-」公募型プロポーザル評価選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

(2) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定する。

ただし、評価点の総計が、満点の 60%を超える者が無いときは、優先契約交渉事業者がないものとする。

(3) 結果の通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、京都産業 21 ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

10. プレゼンテーション審査

(1) 日時 令和 8 年 7 月 27 日 (月)

(2) 場所 京都府産業支援センター 2 階 財団会議室

※時間等の詳細については電子メールにて別途通知する。

(3) 出席者

出席者は 3 名以内とする。

(4) 所要時間

30 分以内（説明 20 分、質疑応答 10 分）

(5) 内容

パワーポイントを使用したプレゼンテーションを行うこと。

説明は企画提案書に記載した内容を基本とする。

(6) 使用機器

財団が準備するプロジェクターを使用する。

11. 契約締結

審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した法人と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

(1) 「2. 応募資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき。

(3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

(4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 2. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 質疑受付期間

令和8年7月15日(水) 17時まで

(2) 受付方法

質問書(様式3)に記入の上、「15. 事務局」に電子メールにて提出すること。

(3) 回答日

令和8年7月21日(火)

(4) 回答方法

京都産業21のホームページに掲載。

(5) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問並びに再質問は一切受け付けない。

1 3. その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出期限以降の提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

(3) 提出書類等の返却は行わない。

(4) 発注者は、提出書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用してはいけない。

(5) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

(6) 次の場合、提出書類等は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類等に虚偽の記載があった場合

③ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

④ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 4 . 事務局

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター

公益財団法人 京都産業 2 1 市場開拓支援部 販路開拓支援担当

T E L : 075-315-8590

E-mail : bpstaff@ki21.jp

別表1「評価基準」

区分	評価対象	評価内容	配点
業務実績	企画提案書	同種・同様の業務実績を有しているか。	10
実施方針	企画提案書	目的に合った提案が示されているか。	15
実施体制	企画提案書	本業務の従事者について、適正な人員配置となっているか。	10
実施工程	企画提案書	詳細な業務スケジュールが作成されているか。	10
		受託者と財団との役割区分が明確に示されているか。	10
業務内容	企画提案書	実施内容について、明確な実施方法が示されているか。	15
		事業の効率的な運営方法が示されているか	10
		仕様書を元に提案者の知識と経験を活かして、本業務が最大限の効果を上げる提案となっているか。	20
評価点合計			100